

## 平成29年3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

◆7番（浅沼美弥子） 7番、浅沼美弥子でございます。公明党を代表いたしまして質問をいたします。今議会から導入した登壇なしの一问一答方式で行わせていただきます。

さて、昨年の臨時国会では、議員立法などによりまして、生活に密着した法令がたくさん成立いたしました。国の動向を見据え、1の質問をしてみたいです。

### 1、国政と市政の連携。

（1）、無電柱化推進法への対応について伺います。世界では、ロンドン、パリ、香港などの都市で100%無電柱化が実施されているそうでございます。残念ながらまだ行ったことがないので、確認はしておりません。これに対して日本では、東京23区でも7%と取り組みが著しくおこなわれております。公明党が推進し、議員立法で制定いたしましたこの無電柱化推進法、道路の建設や改修時に電力会社などの事業者が既にある電柱、電線は撤去するようにつつ、電柱、電線を新設せずに地中化するように求めていくものでございます。さらに、国のほか都道府県や市町村に無電柱化に向けた推進計画の策定を求め、今後全国規模での取り組みを加速させていくというものです。日本にある電柱は3,500万本以上、毎年約7万本のペースでふえ続けております。東日本大震災では5万6,000本以上の電柱が倒壊し、避難、救助、復旧等に支障を来しました。また、台風や竜巻などの災害時には大規模な停電も頻発します。印西市も例外ではありません。阪神・淡路大震災では8,000本の電柱倒壊に見舞われました。しかし、神戸地区で地中化していた電話回線の被害は電柱などにかかるケーブル線に比べまして80分の1の被害で済んだとの報告があるように、この無電柱化は防災上大変大きな役割を果たします。また、景観の改善も図れます。埼玉県川越市では、無電柱化を進めたところ、観光人口が約350万人から約660万人にまで増加、景観の改善効果は地域振興にもつながります。一方で、この無電柱化、大変コストがかかります。1キロメートル当たり約5億円とも言われております。電柱に比べて10倍から20倍というコストだそうです。そこで、国土交通省が、電柱を埋める深さの基準を交通量に応じて浅くするなど、低コスト化に着手したと最近報道がございました。また、電線を建物の軒下に設置する方法を採用し、工夫してコスト削減を図っている石川県金沢市の取り組みなどもございます。今後、この無電柱化推進法施行を受けまして、無電柱化が加速していくものと思われれます。そこで、印西市の対応について伺います。

◎市長（板倉正直） お答えをいたします。

無電柱化推進法への対応につきましては、平成28年12月の法案可決を受け、国は平成29年春をめどに推進計画を取りまとめる予定と聞いておりますことから、千葉県におきましても国の動向を注視している状況であると伺っております。市といたしましては、今後、国、県が定める計画等の内容を十分検討しまして、災害防止、安全、円滑な交通の確保、良好な景観形成などの観点より、地域に合った無電柱化の有効性について検証してまいりたいと、このように考えております。

◆7番（浅沼美弥子） ニュータウン地域では、この地中化、現在行っているところがあると思えますけれども、印西市の現状はどのようになっておりますでしょうか。

◎都市建設部長（鈴木俊明） お答えいたします。

当市におきます無電柱化につきましては、無電柱化推進法施行以前に整備されたものではございませんけれども、千葉ニュータウン中央駅周辺に整備されております電線共同溝、企業管路方

式によります電線類地中化のほかに、千葉ニュータウン 21 住区公共公益施設の整備等における基本方針に定めたまちづくりのコンセプト、豊かな自然と調和のとれた都市景観を備えたまちづくりを実現する方策といたしまして本市が整備しました自治体管路方式による電線類地中化の3種類がございます。

整備実績でございますけれども、千葉ニュータウン中央駅周辺に整備されております電線共同溝は、道路台帳による路線延長ベースではございますけれども、約 4.6 キロメートルでございます。企業管路方式によります電線類地中化でございますが、やはり道路台帳による路線延長ベースでございますけれども、約 24.3 キロメートルの整備実績となります。次に、牧の原地区で市が整備いたしました自治体管路方式によります電線類地中化でございますが、道路台帳によります路線延長ベースで約 5.5 キロメートルの整備実績となります。本市におきます無電柱化の実績でございますけれども、合計約 34.5 キロメートルになります。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) そのほか今後無電柱化が予定されているものとして、民間開発による無電柱化の予定として、牧の原4丁目の2カ所等、かなり広い範囲の無電柱化が行われる予定となっていると伺っております。それで、全体としては今距離をお伺いいたしましたけれども、印西市全体として今現在の状況は、道路約 1,135 キロメートルに対しまして、およそ約3%の無電柱化ということになっていると思います。そこで、お伺いしたいのですけれども、これはニュータウン事業の成果によるものということで、これから推進法が施行されまして、私どもが期待しておりますのは、災害時、緊急輸送道路、これは無電柱化の優先順位が非常に高くなってくると思うのですけれども、これに期待しているわけでございます。この機にしっかり国や県と連携して推進していくべきではないかと思っておりますけれども、その点についてお伺いいたします。

◎都市建設部長(鈴木俊明) お答えいたします。

大規模な災害発生時などの緊急時におきまして一般の交通を規制することがございます緊急輸送道路の主なものとしまして、千葉県指定緊急輸送道路などがございまして、市にかかる路線としましては一般国道の 356 号及び 464 号、主要地方道の千葉・竜ヶ崎線などがございます。いずれの道路も千葉県が道路管理者でございますので、近く取りまとめられる予定であります国の推進計画を注視している状況でございます。市としましても、災害時に避難、救助を初め物資供給等のルートとして緊急輸送道路がその役割を十分果たせるように、国、県の無電柱化推進の動きを見きわめながら、要望等に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) この無電柱化の推進に対する地方自治体の関心というのは非常に高くなっております。全国 282 の自治体の首長が参加する無電柱化を推進する市町村長の会というのに今現在印西市というのは入っておりませんね。それで、今後印西市も加入してはどうか、このように思いますが、その点について伺います。

◎都市建設部長(鈴木俊明) お答えいたします。

無電柱化推進法につきましては、昨年 12 月の法案可決からまだ日が浅く、国が推進計画を整えている最中ということもございますので、まずは国、県の動向に注視してまいりまして、その後、市内の地域に合った無電柱化の有効性を検証していきたいと考えているところでございます。ま

た、その検証を進めるに当たりまして、今後県内や近隣自治体との連携も必要と考えられますので、ただいま議員からお話がありました無電柱化を推進する市区町村長の会も含め、いろいろな場を活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、(2)に移ります。自転車活用促進法への対応について伺います。

◎市長(板倉正直) お答えをいたします。

自転車活用促進法につきましては、昨年12月16日に公布され、公布の日から6カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされております。この法律では、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康の増進を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、自転車の活用の推進に関する基本となる施策を定めるとともに、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的としております。また、この法律では、自転車専用道路、自転車専用通行帯等の整備、賃貸自転車の施設整備、自転車利用者に対する交通安全教育・啓発、自転車活用による健康の保持増進、自転車と公共交通機関との連携促進、災害時における自転車の有効活用体制の整備など、15項目の基本方針が掲げられております。市といたしましては、現在自転車利用者に対する交通安全教育・啓発などを実施しているところでございますが、その他の施策につきましては、当市の実情等を照らし合わせながら、関係機関と施策について検討いたしまして、実施できるものから取り組んでまいりたいと考えております。

◆7番(浅沼美弥子) この法律には、自治体に自転車活用推進計画を定めるように努めなければならないとされております。計画策定に期待をしたいと思います。

それで、最近いろんな道を走っておりますと、自転車の通行誘導帯というのですか、道路の車道のほうの端に色を塗ったような、そういった通行帯の整備がすごくいろんな市町村で進んでいるなどということを感じます。通学路など歩行者との事故防止の観点から、できることは早急に進めていただきたいと思いますが、今15の指針をご答弁いただきましたけれども、そういった観点から、特に早急に必要な箇所について、自転車通行誘導帯の取り組み、現況をお伺いしたいと思います。

◎都市建設部長(鈴木俊明) お答えいたします。

自転車走行通行帯でございますけれども、戸神台からイオンに抜ける市道につきまして、児童及び生徒の通学路となっておりますことから、この通学路の安全確保のため、この通学路と交差しますイオンから印西消防署に抜ける市道につきまして、白井市との行政界の交差点から中央駅北口入り口交差点まで、約400メートルの区間を整備していく予定でございます。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) 今後の自転車走行指導帯、整備の具体的な計画ありますでしょうか。

◎都市建設部長(鈴木俊明) お答えいたします。

今回の整備工事の効果を検証の上、整備の必要性がある道路につきましては、印西警察署と

協議をしながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、(3)、子供医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置について伺います。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

医療保険制度では、医療を受けた人と受けない人との公平や適切な受診を確保する観点から、被保険者から一部負担金を求めております。法定されている医療費の自己負担割合は原則3割でございますが、義務教育就学前は2割負担に軽減しております。子ども医療費助成制度により一部負担金を法定割合から軽減される場合、一般的に医療費が増し、この増加分については、その性格上、地方自治体が負担するものとして、国庫の公平な配分という観点から、国民健康保険の国庫負担金が減額となっております。地方自治体が独自に行う子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置につきましては、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、地方自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については国民健康保険の減額調整措置を行わないことが国から通知されたところでございます。なお、この通知の中で、地方自治体において医療費助成以外の少子化対策を拡充するよう求められているところでございます。

◆7番(浅沼美弥子) この未就学児までの医療費助成に伴う国庫負担減額分というのは幾らぐらいになっているのでしょうか。

◎市民部長(鶴岡敏明) お答えをいたします。

国庫負担減額分の実績といたしましては、平成26年度で274万4,830円、この金額が減額措置をされており、県の調整交付金によりまして全額補填をされている状況でございます。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) 減額はされているけれども、県が補填をしているということですので、その分は今後、公明党といたしましても、しっかりと子育て支援拡充に充てていただけるように、しっかりと県議とも連携して推進をしてまいりたいと思っております。

続きまして、(4)の改正年金機能強化法(無年金救済法)の対応について伺います。

◎市長(板倉正直) お答えをいたします。

平成29年8月から、年金を支給するために必要な資格期間が25年から10年になります。日本年金機構において資格が10年以上あることが確認できた方に、2月下旬から7月上旬にかけて、年金請求書を順次発行すると伺っております。

◆7番(浅沼美弥子) 年金の資格期間がこれまでの25年から10年に短縮されます。これは、もう本当に公明党がずっと一貫して訴えてきたもので、消費税が10%に上がるときにこれ実施するということになっていたのですけれども、ともかく早くやっぱり実施すべきだということで、強力に推進して、実現をいたしました。全国で約64万人が年金を受け取れるようになるという報道がございました。印西市では対象者どのぐらいになっておりますでしょうか。

◎市民部長(鶴岡敏明) お答えをいたします。

日本年金機構に確認をしましたところ、印西市におきましては346人の方々が該当になるということでした。

◆7番(浅沼美弥子) ことしの10月から年金が支給されますね。この346の方に幾らかの年金が支給されるようになります。対象は、もちろん高齢者となりますので、しっかりと、きめ細かな対応をお願いしたいと思います。今後の市の取り組みについて伺います。

◎市民部長(鶴岡敏明) お答えをいたします。

まず、申請手続きの関係につきましてお答えをさせていただきますと、今全ての加入期間が国民年金の方につきましては市役所の窓口で受け付けをさせていただきます。その他の年金加入がある方につきましては年金事務所の受け付けというふうになりますので、2通りの受け付けということになりますので、気をつけていただきたいと思います。

それから、ただいまご高齢の方というようなお話がございましたが、よく振り込み詐欺ですか、現在いろいろありますけれども、このような方面につきまして、市といたしましてはホームページや窓口等で注意喚起をしまいたいというふうに思っております。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) よろしくお願いいいたします。

それでは、健康福祉部長にお伺いしたいと思うのですが、現在生活保護受給者の中にも該当する方がいらっしゃるのではなかろうかと考えております。その対応についてお伺いいたします。

◎健康福祉部長(小窪徳治) お答えいたします。

生活保護受給者への対応としましては、他法他施策活用の観点から、年金受給権を得る被保護者への年金請求手続に関する助言、指導を行っております。また、年金受給権を得る可能性が高いと考えられる被保護者に対しまして、訪問などの機会を通じまして、今回の制度改正の内容や年金請求に必要な手続について周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、お一人お一人丁寧な対応をよろしくお願いいいたします。

次に、2の男女共同参画社会の推進についてに移りたいと思います。厚生労働省によると、昨年日本の出生数、過去最少の約98万人、これまで経験したことのない少子高齢化に突入をしております。人口減少は個人消費や労働力の低下を招き、経済が低迷、年金、医療、介護など社会保障制度の基盤を揺るがし、社会の活力は奪われ、さらに人口減少が進むと、このような悪循環を招かないよう、あらゆる取り組みをあらゆる分野で加速させて、女性、若者、高齢者らの活力を生かす一億総活躍社会の実現を目指しているところでございます。中でも女性の活躍推進は最重要課題とされております。国は、安定した自公政権のもとで取り組みをスピードアップさせております。1月1日から介護休業を3回に分けて取得できるように育児、介護休業制度を改善させ、同日施行の改正男女雇用機会均等法ではマタニティーハラスメント対策を強化するなど、女性が働きやすい社会を実現させるために次々と法整備を行っております。こうした取り組みが大胆かつ着実に進められているという実感は、課題解決に向けて社会の仕組みを変えようと、社会が変わるかもしれないという希望になっております。この希望を誰ひとり取り残さないよう行き渡らせていかななくてはなりません。国の政策に呼応して、それぞれの自治体におきましても女性活躍のための環境を着実に整えることが困難な時代を乗り越える鍵になることをしっかり認識して、政策を前進させていくことが重要だと考えております。そのためには、やはり制度を改善させていくと同時に、

男女共同参画社会を実現させるために一人一人の心を変革して、風土を変えていくことがより重要だと思えます。そういった観点から質問させていただきます。

さて、一昨年(2019年)の8月にいわゆる女性活躍推進法が成立をいたしました。女性の活躍推進に向け、数値目標を盛り込んだ行動計画を策定し、そして公表することが特定事業主としての市に義務づけられました。これを受けまして、印西市では昨年3月、印西市特定事業主行動計画を平成33年までの5年間を期間とする前期計画として策定し、公表しております。

そこで、(1)、印西市特定事業主行動計画(前期計画)について伺います。

まず初めに、①といたしまして、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく状況把握等は十分か、お伺いいたします。

◎市長(板倉正直) お答えをいたします。

計画の策定に当たりましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画策定指針に基づき、採用した職員に占める女性職員の割合、職員の平均した継続勤務年数の男女の差異等の状況を分析した上で、目標値を設定しているところでございます。

◆7番(浅沼美弥子) この特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令によりますと、把握する項目といたしまして7項目が挙げられているのです。そのうちの2項目についての記載がないことについてお伺いをしたいと思います。

◎総務部長(杉山甚一) お答えいたします。

ご質問の7項目につきましては、特定事業主行動計画を策定する際にまず把握しなければならない項目としてされておりまして、策定時に状況を確認しているところでございます。その上で、勤続年数や採用後10年目前後の就業の継続割合につきまして、男女間で大きな差がなかったことから、格差が多い場合に考慮すべき2項目については本計画では記載をしていないという結果となっております。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、問題がなかったからということだと思っておりますけれども、ちょっと具体的に聞きたいと思えます。この内閣府令の第2条にあるのですけれども、その残りの2つ、男女別の育児休業取得率及び平均取得期間についてお伺いをいたします。

◎総務部長(杉山甚一) お答えいたします。

男女別の育休取得率及び平均取得期間でございますが、合併後の平成22年度以降の状況で申し上げますと、男性では残念ながら実績はございませんでした。女性では取得率が100%、平均取得期間は1年7カ月という状況でございます。

◆7番(浅沼美弥子) 次に、7項目の男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数について伺いたしたいと思います。これ一問一答なのですけれども、これは法律にのっとった文章ですので、何問かありますけれども、このような項目になっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。ご答弁よろしくお願ひいたします。

◎総務部長(杉山甚一) お答えいたします。

男性の配偶者出産休暇の取得率でございますが、平成24年度から平成26年度の実績で申し上げますと、取得率が79.4%、平均取得日数では2.1日という状況でございます。育児参加のための休暇につきましては、現在のところ、制度設計がない状況でございます。

◆7番(浅沼美弥子) 市長にお伺いしたいと思いますので、今からお話をします。

内閣府のホームページには、女性活躍推進法「見える化」サイトというのがあります。それで、ここには全市町村の状況が掲載されているのです。それで、私も見ました。印西市の情報が、例えば事業主行動計画、これを立てているかどうかというようなことも載っているのです。印西市としてはきちんと立てておりますが、法律にのっとったものとして立てておりますが、このホームページには平成30年度につくりますよというような記載になっておりました。それで、そういうことがありました。あと、公表の量、今ご答弁いただきましたけれども、公表している情報量が他市に比べて非常に劣っているというのがすごく気になったのです。このサイトの一番上にはこう書かれています。「国・地方の女性活躍状況が一目瞭然！！女性はもちろん、男性も必見！！」、こんな感じで載っているのです。情報の公表の範囲というのは、それ自体が印西市としてのやっぱり姿勢をあらわすものだと思うのです。例えば市役所の職員になりたいなという人がこれを見たときに、要するに求職者の職業選択の要素ともなると思うのです。だから、人材確保の観点からも、こういった情報をきちっと載せておくことも大切だと思うのです。印西市は女性の試験受ける人が少ないってありますよね。だから、こういうことも大切なのではなかろうかと思うのです。市長、今後、こういった報告というのはいろいろあると思うのです。県に報告したのか、これ国に直接報告したのかはちょっとわかりませんが、県や国への報告に関してもしっかりと注意を払っていただきたいと感じたのですけれども、今回の質問を通しまして感じましたが、市長、いかがでしょうか。注意を払っていただきたいと思いますが。

◎市長(板倉正直) 今後注意を払って真剣に取り組んでまいりたいと、このように思います。

◆7番(浅沼美弥子) 次に、この計画実施は、子育てを行う職員や女性だけの問題として捉えるのではなく、全ての職員の理解と協力を得ながら取り組んでいくことが重要です。

そこで、②、計画の着実な遂行に必要な全職員の協力、理解は進んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

◎市長(板倉正直) お答えをいたします。

この計画では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく実施事項といたしまして、女性職員の占める割合の増、女性職員の勤続年数の増、時間外勤務の縮減及び女性管理職の登用について、それぞれ目標値を掲げているところでございます。このうち時間外勤務につきましては、職員の健康保持の観点からも、縮減に向けた取り組みについて、所属長及び職員に対し周知しているところでございます。その他の事項につきましては、職員が取得できる休暇制度等の周知が重要であると考えており、制度が変わる際にはその都度周知しているところでございますが、今後職員に、よりわかりやすく理解が深まるようなパンフレット等の作成を検討してまいりたいと、このように考えております。

◆7番(浅沼美弥子) 今ご答弁いただきました時間外勤務縮減について、周知しているということでしたが、具体的な取り組みについて伺います。

◎総務部長(杉山甚一) お答えいたします。

時間外勤務縮減の取り組みの一つといたしまして、職員の健康保持の観点から、30時間以上の時間外勤務が3カ月続いた場合、または一月で60時間を超えた場合には、所属長は当該職員

に対し、記入式の書面による健康チェックを実施するようにしております。その結果を総務課で分析した上で、配慮すべき事項等を付して、所属長に通知をしているところでございます。

◆7番(浅沼美弥子) 先ほどご答弁いただきました各種休業制度等の周知、それから手続方法等につきましては、時系列にわかりやすくまとめたパンフレットと申しましょうか、ガイドブック。そういった作成、また全職員への配布、これは早急に実施をしていていただきたいと思います。また、新規採用時の研修の際に配布、また説明することや、例えばおめでたを申し出た職員への説明の実施など、時々に応じた、切れ目のない取り組みが必要だろうと思います。また、この行動計画につきましては、いつでも全職員が常時閲覧できる状態にしておくことが法律にうたわれておりますので、しっかりと実施していただきたいと思います。このような制度の情報提供と同時に、子供が病気したと、子供の病気よりも仕事優先が当然だとか、子供の面倒は母親の仕事だとかといった、職場優先の雰囲気や、また固定的な性別役割分担意識、こういったものを変えていく、風土を変えていくための学習機会や研修の必要性があるのではないかと思います。特に管理的地位にある職員の役割、意識改革というのは非常にこの目標達成の成否を、成功するかどうかを左右すると思います。そこで、研修など開催する考えはないか、伺います。

◎総務部長(杉山甚一) お答えいたします。

計画に実効性を持たせるためには、休暇制度を十分に理解するとともに、議員ご指摘のように管理的地位にある職員の理解が不可欠でございますので、まず職員に対する周知に際しましてはわかりやすい内容にするとともに、管理的地位にある職員に対しましても、その役割への理解や意識改革が図れるように工夫してまいりたいと考えております。

◆7番(浅沼美弥子) 昨年の11月に開催されました全国知事会で、イクボス宣言というのが全会一致で採択されました。イクボスというのは、仕事と生活の調和、ワーク・アンド・ライフ・バランスを推進するリーダーという意味です。長時間労働の是正や、職員が家族や家庭を大切にしながら職場でも自分の能力を発揮して一人一人が笑顔で働ける職場をつくるのが、行政サービスの向上にも資すると思います。女性活躍推進の鍵を握る組織トップの決意は重要だと思います。そこで、来月、3月22日、内閣府主催で、全国で女性活躍を加速する男性リーダーの挑戦というシンポジウムがありますが、特定事業者として参加する考えはないか、伺います。

◎総務部長(杉山甚一) お答えいたします。

職員の仕事と子育てや介護などの生活との両立を支援しながら、組織として結果を出していくためには、管理的地位にある職員みずから率先して仕事と生活の充実に取り組んでいく必要があると認識をしております。ただいま議員ご紹介の来月のシンポジウムのご案内をいただきましたが、現在のところ、ちょっと予定はしてございませんでしたが、まずは制度の整備とその周知を徹底して努めてまいりたいと、このように考えております。

◆7番(浅沼美弥子) では、男女共同参画社会推進の週、6月にありますけれども、事業主としてどう取り組むのか、伺いたいと思います。

◎総務部長(杉山甚一) お答えいたします。

6月の男女共同参画週間につきましては、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する理解を深める機会として位置づけられておりますことから、法律への理解だけでなく、特



定事業主として、仕事と家庭生活の両立に向けた職員の意識改革の機会として捉え、活用してまいりたいと、このように考えております。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、この計画の中に実施事項という項目がありますので、その進捗状況について伺いたいと思います。

◎市長(板倉正直) お答えをいたします。

この計画につきましては、平成28年度から5カ年の計画となっており、実績としましてはまだ出ておりませんが、それぞれの年度末において状況を把握し、検証した上で次年度以降に生かしてまいりたいと、このように考えております。

◆7番(浅沼美弥子) 職員からの意見聴取や定期的な意識調査、これについてはどのように考えているか、伺います。

◎総務部長(杉山甚一) お答えいたします。

計画では、女性職員の勤務年数の増加のために定期的な意識調査を行うとしておりますが、現在の休暇制度への理解度や家庭と仕事の両立を図るために必要な制度、職場環境の現状や課題などの基本的な項目のほか、今年度末時点での実施項目の現状を踏まえまして、計画の推進に資する調査項目についてこれから検討してまいりたいと、このように考えております。

◆7番(浅沼美弥子) 両立支援、それから女性の管理職支援のための相談、サポート体制について伺います。

◎総務部長(杉山甚一) お答えいたします。

両立支援の相談、サポートにつきましては、現在も総務課を窓口とし、職員からの育児や介護の相談にその都度応じている状況でございます。また、管理職からの相談に対しましても、男女にかかわらず、その都度対応しているところでございますが、女性管理職につきましては全体に占める割合が少ないことから、新たに管理職となった場合には直属の上司や人事担当部署との面談の場を設けるなど、仕事上の不安や課題を取り除くための相談体制を整備してまいりたいと、このように考えております。

◆7番(浅沼美弥子) 状況把握、検証は総務課で行います。では、そのほか進捗管理を行うための推進体制を必要に応じて整備するとうたっておりますが、その仕組みについて伺います。

◎総務部長(杉山甚一) お答えいたします。

計画の進捗管理の手法といたしましては、実施項目の年度ごとの状況把握、分析による課題抽出及びその解決に向けた取り組みのサイクルによりまして目標に近づけていくことを考えておりまして、現在のところ、人事担当課において進捗管理を行うことを予定しておりますが、進捗の状況によりましては、推進本部等の全庁的な組織の設置などを念頭としているところでございます。

◆7番(浅沼美弥子) よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この質問の最後なのですけれども、進捗結果の公表について伺います。

◎総務部長(杉山甚一) お答えいたします。

実施項目の進捗結果につきましては、少なくとも毎年1回の公表が義務づけられております。また、女性活躍推進法では女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならないとされていることから、特定事業主行動計画において目標設定されている項目だけで

はなく、本計画に関連し把握している項目について、市ホームページや広報紙を通じて積極的に公表してまいりたいと考えております。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、2の(2)に移ります。

現在、国連機関のUNウィメンでは、全ての人にとって差別のないジェンダー平等な社会を実現するために一人一人の協力を求める「He For She」キャンペーンを行っています。He For She、アイ・ラブ・ア・ペン、アイ・ラブ・アン・アップルがわかればわかる、彼、「He」、それから何々のための、「For」、それから彼女、「She」。He For She、ちょっと発音がどうかわかりませんけれども、このキャンペーンが行われています。ジェンダー平等とは、男女の差別なく平等な権利、責任、機会を保障することです。その目的は、多様性を認識し、男女を問わず全ての人が自分らしく輝いていける社会を広げていくことです。このジェンダー平等の推進の輪に積極的に男性も加わることを呼びかけるHe For Sheキャンペーンでございます。そこで、印西市におきましても、身近な生活の場でありますので、この男性における男女共同参画推進の取り組み、これを進めてはどうか、伺いいたします。

◎市長(板倉正直) お答えをいたします。

現在市では、第2次印西市男女共同参画プランに基づきまして、当該男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策を推進しているところでございます。議員ご質問の男性における男女共同参画推進の取り組みといたしましては、男の料理教室などの啓発講座を開催して、男性の家事参加の促進や固定的性別役割分担意識の解消を目指しているところでございます。男女共同参画に関する男性の理解の促進や意識改革は、多様な価値観の醸成などにつながり、職務における視野を広げるなど男性自身のキャリア形成にも効果的であると考えておりますことから、今後も関係課連携のもと施策の推進を図ってまいりたいと、このように考えております。

◆7番(浅沼美弥子) 市長のほうから男性へのメリットについてのお話、大変力強いお話がありました。これからは、男性の生き方も働き方改革によって多様化する時代。妻が働き、夫が家事、育児をする主夫家庭もふえているようですね。先日テレビでもやっていました。身近に見てみますと、積極的に育児をするイクメンも非常にふえてきているなというのを感じます。NPO法人のファザーリング・ジャパン代表理事の安藤さんという人が、これからの男性の人生の進化というものをイクメンの五段活用として紹介しております。まず、父親となった男性が家庭でイクメンとなる。そして、イクメンの子供が学校に入るようになると、PTA活動等地域で活躍するイクメンになる。地域のイクメンです。イクメンになる。そして、地域で活動することによって多様性を認めるようになったり、またマネジメントが身につくと、職場ではイクボスになれる。そして、会社で活躍して、定年後は子育て支援の応援団、イクジイになれる。そして、家族が介護になれば介護する男性、ケアメンになれる。こうおっしゃっているのです。おもしろいなと思って紹介させていただきました。女性活躍の時代と言われてはいますが、同時に男性活躍の時代ではないかと感じました。そこで、男性の意識が変わることによって行政的なメリット、どのように考えておられますでしょうか。

◎市民部長(鶴岡敏明) お答えをいたします。

男女共同参画に関する男性の意識が変わることにつきましては、多様な生き方を目指せるようになりまして、仕事と生活の調和が図られることが大きく期待できるところでございます。このことによりまして、男女問わず多くの方が地域活動等への参画が進むことが考えられます。したが

まして、地域の担い手の増加につながるものと考えております。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、こういった今までお話しさせていただいた観点から、この推進週間における取り組みについては、もっと男性をターゲットにした実施を検討してはどうかと思いますが、その点について伺います。

◎市民部長(鶴岡敏明) お答えをいたします。

国におきましては、先ほどお話がありましたように、毎年6月、6月の23日から29日までの間を男女共同参画週間と定めております。市におきましては、来年度新たな取り組みといたしまして、この6月に市民活動団体と協働で家族のあり方を見直す講演会というものを予定しているところでございます。内閣府の調査によりますと、男性が家事や地域活動に参加するためには夫婦や家族間でのコミュニケーションが重要であると回答された方が多く、その割合が高いということから、この家族のあり方を見直す講演会の開催をすることによりまして、講演会の参加者の固定的性別役割分担意識の解消につながるものと考えているところでございます。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、この質問の最後なのですけれども、男性側にも、「男なのだから、弱音を吐けない」とか、「男のくせに」とか、そういった観念から、声を上げにくい状況で苦しんでしまう状況もあるのではないかと思います。最近では、男性の産後鬱ということが指摘されるようになっております。そこで、相談事業に当たりまして、あえて「男性のための」という、うたうことの必要性があるのではないかなと思っております。「男性のための相談事業」の創設のお考えがないか、伺います。

◎市民部長(鶴岡敏明) お答えをいたします。

市では、ご案内のように、男女を問わず、育児あるいは介護等に関する相談につきましては各担当課にそれぞれ対応していただいているところでございます。ご質問の男性のための相談事業ということでございますが、第3次印西市男女共同参画プランの策定に向けまして、来年度実施を予定しております市民アンケートの調査結果などを踏まえまして、必要性について今後検討してまいりたいと考えております。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、2の(3)に移ります。家庭生活における男女共同参画の現状と推進に向けた取り組みについて伺います。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

第2次印西市男女共同参画プランの策定に当たり実施いたしました男女共同参画に関するアンケート結果によりますと、家事の分担状況に関する状況については、買い物、食事の支度、洗濯などの項目で、主に妻との回答が最も多く見受けられました。その一方で、理想についてを聞いた結果によりますと、ほとんどの項目で、適宜夫婦共同での回答が半数以上を占めておりました。家庭生活における男女共同参画の推進に向けた取り組みにつきましては、夫婦で楽しむパンづくり教室などの啓発講座を開催するなど、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発に努めております。

◆7番(浅沼美弥子) 今や18歳未満の子供を持つ女性、子育てと仕事に励む女性は約7割です。一方で、ご答弁にあったとおり、家事の負担というのは、印西市の調査の結果でも、主に女

性。そして理想は夫婦共同でございます。この家事ギャップを解消する施策について何か考えが  
ありますでしょうか、市民部長に伺います。

◎市民部長(鶴岡敏明) 家事ギャップを埋める施策ということでございますが、家庭における女  
性の家事負担が軽減されていないという現状がございます。夫婦間の家事に関する意識や行動  
の違いを解消することは、男女共同参画を推進する上で大変有効であると思っております。女性  
の社会進出が進む中で、特に子育て世代の女性の家事負担は大きいと思われまので、家庭に  
おいて男性が家事、育児等をみずからのことを捉えまして、主体的に参画していただくためにも、  
先ほど市長から答弁もさせていただきましたが、男の料理教室などの啓発講座の場を活用いたし  
まして、今後取り組んでまいりたいと思っております。

◆7番(浅沼美弥子) 九州、宮崎県の日南市では、昨年10月から、家事や育児に関する夫婦間  
での負担の不公平感を解消するために、官民共同で、夫婦円満都市プロジェクト事業を実施して  
おります。まず、家事に関する夫婦間の認識の違いを明確にし、2人でそのギャップを埋めること  
を誓う夫婦円満宣誓書を市に提出します。次に、市が主催するセミナーに参加をします。セミナー  
では、まず家事をめぐるやり方や考え方の違いを共有するための話し合いが行われます。その  
後、大手洗剤会社の社員が夫婦の家事分担の重要性や家事を円滑に進めるテクニックを紹介し  
てくれます。そのテクニックを紹介して、その後、一般財団法人の日本ほめる達人協会、テレビで  
先日もやっていましたけれども、この協会の人から、家事を手伝ってくれたときの夫の褒め方を伝  
授してもらいます。そして、参加者には夫婦円満マニュアルを初め、台所洗剤などの台所用品が  
いただけるというセミナーでございます。このセミナーの受講を終えますと、夫婦円満認定書とい  
うものが市から発行されます。これまで、昨年10月から始まっておりますけれども、先月の記録で  
すが、これまで20組が認定され、今、日南市では200組を目指しているということだそうでござい  
ます。このような日南市の取り組み等、平成29年度は無理といたしましても、官民共同のこうい  
った事業を今後検討してはどうかと思うのですが、お伺いいたします。

◎市民部長(鶴岡敏明) お答えをいたします。

家事ギャップ解消に向けた取り組みということで、ただいまの議員からご紹介がありました日南  
市の取り組みなどを初めとして、先進自治体等の事例を今後市といたしましても調査研究し、検討  
を進めてまいりたいと思っております。

○議長(小川義人) 浅沼議員、質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

◆7番(浅沼美弥子) 3の中学校の部活動の現状と課題についてに移ります。

(1)、部活動の教育的効果について伺います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

部活動につきましては、余暇の好ましい過ごし方と趣味、個性の伸長を図るとともに、身体的  
及び精神的に強い意志のある人間を育成し、規則を守り、礼儀正しい人間を育成することを目的  
としております。したがって、単に技能だけを高める場ではなく、お互い協力し、助け合い、社会的  
にも豊かな性格をつくる場でございます。部活動に取り組むことで仲間意識の高揚や達成感、成  
就感を持つことにより、心の教育にも大変大きな効果のある教育活動となっております。また、特  
に運動部活動においては、生徒の体力向上に果たす役割が大きくなっていると考えております。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) 次に、(2)、部活動の課題(教師側、生徒側)等について伺います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

教師側の課題といたしましては、顧問教員の指導力向上に係ること、指導に当たる教員への部活動指導手当等の処遇の充実を図ることなどがございます。また、規模の小さい中学校においては外部指導者の活用や複数校合同の活動など、生徒のニーズ等に応じて多様な活動が行えるよう支援を行っていくことも必要だと考えます。

次に、生徒側の課題でございますが、規模の小さい中学校においては、生徒が希望する部活動が存在しないことがございます。また、長時間の活動が生徒にとって体力的に過度な負荷となり、学業に悪影響を及ぼすことがないよう配慮する必要があります。また、大会参加や練習試合のための移動等に際して保護者負担が増大する場合があります、これも課題の一つだと考えております。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) 実は今ご答弁にありました長時間の活動が生徒にとって過度な負荷となっているという訴えが保護者のほうから私のほうに届いております。

そこで、お伺いしたいのですけれども、(3)といたしまして、運動部活動の状況について(全国公立、千葉県公立の状況と比べてどうか)について伺います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果で示された運動部活動の1週間の活動時間について申し上げます。男子につきましては、全国平均は、1週間当たりですが、952.3分、千葉県の平均が1,098.9分、印西市の平均が974.7分でございます。男子につきましては、印西市は全国平均とほぼ同じ値となっております。女子の全国平均につきましては967.0分、千葉県の平均が1,143.2分、印西市の平均が1,089.3分で、女子につきましては印西市は全国平均を上回り、千葉県平均をやや下回る結果となっております。印西市内中学校の運動部への加入率についてでございますが、男子は全国平均が78.2%、千葉県が79.2%、印西市が78.0%でございます。女子につきましては、全国平均が57.7%、千葉県が59.1%、印西市が56.0%でございます。このように、印西市の中学校における運動部への加入率でございますが、全国、県の平均とほぼ同様の数値となっております。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) 実は昨年末に発表されました全国体力・運動能力、運動習慣調査、これによりますと、千葉県の運動部活動の週間平均時間は男女ともに全国最長となっております。学校リスク研究所も同様の結果を発表しております。千葉県の部活、非常に熱心というか、過熱している実態もあるのかもしれませんが。

そこで、(4)、部活動における休養日設定について伺います。

◎教育長(大木弘) 部活動の休養日の実態でございますが、休養日を週1回設けている部活動の割合につきまして申し上げます。全国では平均55.6%、千葉県が76.2%、印西市では62.2%でございます。土曜日、日曜日等の休養日を月に4回以上設けている割合は、全国平均で35.6%、千葉県平均で21.8%でございますが、印西市は55.9%となっております。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) ことし1月6日付で文部科学省から、中学校の運動部の部活について休養日を適切に設定するよう求める通知が県教育委員会宛てに発出されております。印西市には1月27日に着きまして、1月31日には各学校に送付したと伺っております。部活動に対する生徒の情熱、そして教員の意欲は可能な限り尊重しながら、部活本来の目的であります生徒の健全育成が阻害されないよう、現場の実情を十分に踏まえて、改めて休養日の基準についての考えを教育委員会が指導していただきたいと思っております。今答弁で部活全体のご答弁をいただいたのですが、中学校9校のうち、学校の決まりとして部活動の休養日を設定していない学校が3校あります。また、運動部に限って見てみますと、土日の休養日が月3回以下の部活が42あります。45.7%となっております。この現状について、教育委員会の今後の対応を伺います。

◎教育長(大木弘) お答えをいたします。

運動部活動が今過熱化している部分と、逆にちょっと衰退している部分と、学校によってさまざまでございます。議員さんからもありましたように、もともと学校週5日制が始まったときに、土曜日か日曜日どちらかは休養するようというような指導が文部科学省からございましたが、やはり部活動の過熱化等により、土曜日、日曜日両方部活をやってしまうという部も実際にあるわけです。土日の休養日が3日以下の部活動につきましては、やはり子供の健康面や学習等への影響を考慮して、土曜日、日曜日どちらかを休養日とするよう、今後、各学校に指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) 4の水害対策に移ります。

(1)、ハード面について伺います。豪雨等により冠水、浸水しやすい場所など水害被害が予想される場所について、根本的に改善するための対策は進んでおりますでしょうか、伺います。

◎市長(板倉正直) お答えをいたします。

市といたしましては、冠水しやすい道路につきましては把握をしております。グレーチングにごみがたまってしまい、水が流れず、冠水してしまうため、雨の日には重点的にパトロールを実施しているところでございます。なお、本年度は、冠水している道路のかさ上げ工事を浦部地先におきまして、1件実施したところでございます。また、現在、発作地先におきましては、平成26年度から金山落し堀の排水整備工事を実施しておりまして、平成29年度に完成の予定でございます。なお、河川ではございませんが、師戸川上流部につきましては、豪雨のときに水田に水が流れてしまう状況でございますので、整備が必要であると、このように認識しているところでございます。

◆7番(浅沼美弥子) 道路のかさ上げ、それから排水工事、それから今後の師戸川上流整備など、抜本的な解決策を推進していただきたいと思っております。市が把握している市内の冠水しやすい場所、中央北地区のイオンの付近で3カ所、それから中央南地区で4カ所、内野地区で1カ所、牧の原地区で4カ所、草深地区で1カ所、高西新田で1カ所ということで、全部で14カ所についてパトロール等を行っているということですが、うちの橋本議員も、雨降りそうになると、ごみを取りに行っていると話をしていました。そのように根本的な、やっぱり抜本的な解決をちゃんと着実に推進していただきたいと思っております。その場所につきましても、できることがあればやっていただきたいと思っております。

次に、これ市民の方からちょっと要望がありましたのですが、雨水をためる、貯水する……ごめ

んなさい。もう一個前でしたね。失礼いたしました。調整池ですね。印西市にあります調整池の機能、10年前にも質問していると思うのですが、調整池の機能、現在しっかりとしておりますか。大丈夫でしょうか。この調整池について伺いたいと思います。

◎都市建設部長(鈴木俊明) お答えいたします。

市が管理しております調整池につきましては、小林物木調整池を含めまして7カ所ございます。通常の管理といたしましては、生活環境及び防犯面に影響を与えるところにつきましては草刈り等を実施しており、維持管理を図っているところでございます。調整池につきましては、長い間に土砂の堆積によりまして調整機能の支障が考えられますので、その場合はしゅんせつを行い、機能回復を図ってまいりたいと考えております。その中で、竹袋調整池につきましては、以前しゅんせつ工事を実施したことがございます。また、小林物木調整池や竹袋調整池につきましては、調整機能の問題はございませんが、臭気の問題がございますので、臭気対策といたしましてEM菌の投入をしているところでございます。つきましては、今後も調整池機能に支障を来さないよう適切に管理してまいりたいと考えております。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、雨水が直接流れ出ないよう個人宅に設置する雨水貯留施設、これに補助をしている、補助制度がある市町村があるのですが、これを導入する考えはないか、伺います。

◎都市建設部長(鈴木俊明) お答えいたします。

雨水貯留浸透施設につきましては、雨水が一度に下水道管や河川へ流れ出さないようにしているもので、主に浸水被害の軽減を目的としており、補助につきましては千葉市、佐倉市、船橋市などで実施していると伺っております。今後、実績のある自治体の情報等を得て、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆7番(浅沼美弥子) 最後、(2)になります。防災上の配慮を要する者が利用する施設への対応、対策について。昨年8月の台風10号による豪雨災害によって、岩手県岩泉町の高齢者施設で入所者が逃げおくれ、9人が犠牲となりました。改めてご冥福をお祈りいたします。町では情報を発令いたしましたが、施設側に意味が浸透していなかったこともあり、悔やまれます。このことを教訓に、当市ではどのような対策を行ったのか、伺います。

◎市長(板倉正直) お答えをいたします。

水防法第15条では、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置について定められており、この法律に基づき、市地域防災計画において、浸水想定区域内に立地している要配慮者施設の名称及び所在地や施設への防災情報の伝達方法等に関して明記するとともに、洪水・土砂災害ハザードマップの配布や出水時の情報伝達を行うなどして対応しておるところでございます。

◆7番(浅沼美弥子) 今後、施設ごとの避難計画の策定、これを急ぐ必要があると思いますけれども、取り組み状況を伺います。

◎総務部長(杉山甚一) お答えいたします。

各施設におきます避難確保計画の策定状況につきましては、水防法及び市地域防災計画に

において計画策定が努力規定であることなどから、各施設における計画策定は現在のところ進んでいないものと、このように認識しております。

◆7番(浅沼美弥子) それでは、避難計画策定に向けての動きがあるか、伺います。

◎総務部長(杉山甚一) お答えいたします。

避難確保計画の策定につきましては、本年3月に、千葉県と国土交通省が連携しまして、要配慮者利用施設の管理者向けに説明会を実施する予定であり、その中で避難確保計画の内容を含んだ非常災害対策計画の策定について説明がなされるとのことでございますので、今後、この県の説明に基づきまして、施設管理者による計画策定が促進されるものと、このように考えております。

◆7番(浅沼美弥子) 岩手県岩泉町で発生した被害を教訓といたしまして、昨年12月に国から県を通じて市町村長による避難準備及び避難勧告、指示について、国のガイドライン上で規定されている名称、これを変更する旨の通知がなされております。これは、実はうちの山口代表が、ある会合で提案をいたしまして、すぐに改善されたものなのですけれども、こういったことを、具体的には今説明しませんけれども、時間がないので、説明しませんが、しっかりとこういったものを皆さんに周知していくことが大切ではなかろうかと思っておりますので、そちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

そして、今ご答弁いただきましたことは、実は先週、県議会の知事答弁で明らかになりました。3月の2日から22日にかけて開催され、8,700施設が対象になるということですので、印西市の対象もあると思います。県は、市と連携して助言をしていくと言っておりますので、今後しっかりと市も県と連携をいたしまして、この避難計画立てていただくように推進を求めまして、公明党会派代表質問を終了させていただきます。ありがとうございました。